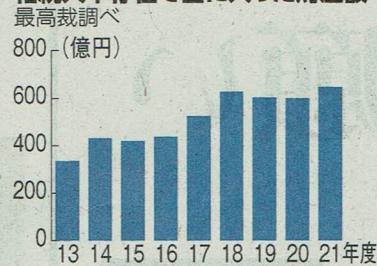


相続人不存在で国に入った財産額



遺産の相続人がいないなどの理由で国庫に入る財産額が、2021年度は647億円と過去最高だったことがわかった。身寄りのない「おひとり様」の増加や不動産価格の上昇も背景に、行き場のない財産は10年前の倍近くに増えた。専門家は早めに遺言書をつくるよう勧めている。

▼3面にある資産家の最期

最高裁判所によると、相続人不存在による相続財産の収入は、21年度は前年度比7・8%増の647億459万円だった。01年度は6倍に増えたことになる。相続人も遺言もない遺産は、利害関係者の申し立て

により、家庭裁判所に選任された「相続財産管理人」が整理する。未払いの税金や公共料金などを清算し、相続人が本当にいないかを確認。一緒に暮らしたり身の回りの世話をしたりした「特別縁故者」がいれば家裁の判断などにもとづいて財産を分与し、残りは国庫に入る。

相続財産管理人の経験がある吉村孝太郎弁護士は、「独り身で遺言もない高齢者の増加に加え、不動産価格の上昇で土地などの処分額が膨らみ、遺産額が押し上げられている」と指摘する。

相続財産管理人の選任申し立ても増えている。司法統計によると、21年は2万7208件で、10年前の1・7倍と過去最高だった。一方で、財産が少ないため

に選任申し立てがされず、不動産などが放置されるケ

ースもある。相続人のいない遺産が増える要因には、単身高齢者の増加や未婚率の上昇が挙げられる。内閣府によると、65歳以上のひとり暮らしは20年時点では71万人で、10年前の1・4倍。30年には800万人近くに膨らむ見通しだ。国立社会保障・人口問題研究所によると、50歳時の未婚率は20年時点で男性28%、女性18%と上昇が続いている。

相続人なき遺産 647億円

増える「おひとり様」国庫へ10年で倍

相続人のいない遺産が国庫に入るおもな流れ

本人が死去。遺言なし

↓
利害関係者の申し立てで、家庭裁判所が相続財産管理人を選任

↓
未払い金などを清算。相続人が本当にいないか確認

↓
特別縁故者がいれば、家裁の審判などをもとに分与

↓
相続財産管理人の報酬などを差し引き、残りが国庫へ